

鎌倉市市民活動センター指定管理者募集要項等に関する質問の回答

令和6年9月6日

No.	質問項目		質問内容	回答	
	資料名	ページ			
1	仕様書	6	6 職員の配置体制の基準 なお、鎌倉センターの閉館日かつ大船センターの開館日にあつては、①もしくは②が大船センターに1名常駐し、④も大船センターに配置するものとする。	仕様書4ページに「大船センターの管理は無人で行うものとし」とありますが、左項で人員の配置が要求されています。大船センターの無人管理とはどういう状態を実現すれば良いのでしょうか？ また無人管理となる大船センターにコピー機や印刷機を置くことは、紙詰まり対応や操作の説明で人手を必要とするので、現実的に困難であると考えられます。	「大船センターの無人化」とは、常時人員を配置しなくても運営できる状態を指します。コピー機や印刷機等の不具合においては、例えばマニュアルやよくあるトラブルの解決集などを事前に用意し、基本的には利用者自身で対応、解決することを想定しています。 しかし、必ずしもマニュアル等により利用者自身で解決できるとは限らないため、仕様書20ページの(2)に記載のとおり、大船センター利用者による鎌倉センタースタッフとのオンライン会議(ビデオ通話、一般の電話含む)の方法を周知し、遠隔により対処することを想定しています。 なお、大船センターへ人員が配置される状況は、鎌倉センターが閉館時かつ大船センターが開館時のみであり、これは本来鎌倉センターに出勤するセンター長または副センター長及び窓口・受付業務担当者が、鎌倉センターの代わりに大船センターへ出勤することを要請するものです。
2	仕様書	6	(1) 職員の配置体制の基準について	・業務を担う職員の人数の制限は決まっているか？①～⑥の6人か？	①及び②については1名ずつの配置を求めます。 一方で、③から⑥の配置に人数制限はありません。
3	仕様書	6	(1) 職員の配置体制の基準について	・市民活動コーディネーターに関して、専任の1名とあるが1名以上の配置は可能か？	No6の回答と同様、市民活動コーディネーターは2名以上の配置も可能です。
4	仕様書	6	(1) 職員の配置体制の基準について	・コンソーシアムで提案する場合、職員の定義とは何を指すか？	仕様書6ページに記載している「職員」とは、応募される法人等の職員を意味するものではなく、鎌倉市市民活動センターにおける役割としての職員を指しています。 募集要項4ページの応募資格に記載のとおり、複数の法人等による共同事業体で応募する場合、事業体の役割分担を明確に定めることを要件としています。そのため、①から⑥の職員の配置において、共同事業体のうち、どこに所属している誰がどの職員の役割を担うのか、明確な記載をお願いいたします。
5	募集要項	1	(1) 設置目的・考え方 「鎌倉市の市民活動をさらに活発化させるような取り組みを進めることが求められます。」について	・指定管理が終わる2030年に、現状から何がどのように変化していることが市としてベストと考えているか？ソフト面が足りていない現状はできたが、ビジョンを伺いたい。	市としては、市民による地域の課題解決の取組の促進のために、市民活動や協働の取組を積極的にコーディネートする機能を高めたいと考えています。 現状としては、「鎌倉市市民活動センターの在り方検討」の結果のとおり、ソフト機能の充実が求められており、特に相談窓口の機能が不十分な状態であることから、能動的な市民活動の活性化に踏み込めていない状況です。 そのため、相談窓口の積極的な情報周知により、市民活動団体からの相談対応と、その相談に対する具体的なアクションにより、市民活動団体の活動をより活発化していくことを目指したいと考えています。具体的には、市民活動コーディネーターを中心として、市民活動団体同士の交流や市との連携を促進させ、行政だけでは解決することが難しい課題が解決されたり、地域住民の様々なニーズが充足されるような相談体制及びコーディネートの実績が重ねられていることを2030年のビジョンとして思い描いています。
6	募集要項	11	第2号様式の書式	第2号様式の冒頭に中長期の事業計画を記載することは差支えないでしょうか？不可のとき、中長期事業計画を記載する場所をご指示ください。	第6期指定管理期間は令和7年度から令和11年度までの5年間であり、令和12年度以降については改めて仕様を定めて指定管理者を募集することから、令和12年度以降の計画については、審査に支障をきたすため、第2号様式への記載は求めません。